

平成23年 9月  
警察庁交通局

## 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成23年7月15日から同年8月20日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行ったところ、40件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

### 1 意見を募集した命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成23年内閣府令第50号)

### 2 命令等の案を公示した日

平成23年7月15日

### 3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理又は要約をした上で掲載しています(頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。)

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

### 4 参考

頂いた御意見の総数 40件

(内訳)

電子メール 34件

F A X 3件

郵 送 3件

**「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について**

**1 聴覚障害者が運転できる車両の種類拡大について**

今回の改正案の内容について、賛成の立場から、

聴覚障害者が取得できる運転免許の種類拡大は良いことだと思う

聴覚障害者の運転免許の制限はできるだけ撤廃していくべきだと思う

といった御意見がありました。

また、反対の立場から、

聴覚障害者が貨物自動車や二輪車等を運転することは危険なので、認

めるべきではない

といった御意見がありました。

さらに、

カメラとモニターにより車両の後方を確認することができるバックモ

ニターも特定後写鏡として使用できるのではないか

聴覚障害者が受けることができる運転免許の種類を大型自動車免許や

第二種免許にまで拡大すべきではないか

といった御意見がありました。

聴覚障害者団体からの要望を踏まえ、平成21年度、22年度の2か年にわたって行った調査研究の結果、普通乗用自動車以外の普通自動車については、サイドミラーに取り付けた補助ミラーを使用することにより車室内のワイドミラーと同様に、走行中における車両後方及び運転者席の反対側の斜め後方の視界が確保され、安全を確保することができることが確認されました。

また、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車（以下「二輪車等」という。）については、運転する際に死角が発生することと直接目視の重要性についての教育を適切に実施し、運転者が慎重な運転を行うことにより、安全を確保することができることが確認されました。

以上のことから、今回の改正では、普通乗用自動車以外の普通自動車については、補助ミラー等の取り付けを条件として付し、その取り付け方法と活用方法についての教育を実施すること、二輪車等については、直接目視によ

る安全確認の重要性等についての教育を実施することで、両耳の聴力が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない聴覚障害者であっても、全ての普通自動車並びに二輪車等の運転免許を受けることができることとしました。

なお、自動車がバックするときにおける車両の直後の状況しか確認することができないバックモニターでは、視界の確保が不十分であることから、特定後写鏡として扱うことはできないものと考えております。

今回の改正においては、聴覚障害者団体からの要望や前記調査研究を踏まえ、聴覚障害者が全ての普通自動車及び二輪車等の運転免許を受けることができることとしましたが、今後も関係団体からの要望や交通の安全に配慮しつつ、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

## 2 矢印信号に関する規定の整備について

今回の改正案の内容について、賛成の立場から、

とてもいいことだと思う

全国の交差点に転回用の矢印信号を設置することは合理的でない判断し改正に踏み切ったことは評価する

といった御意見がありました。

また、反対の立場から、

右折と転回の両方が可能だと認識できるような新しい標識や信号を作るべきだ

転回用の矢印信号を設置すれば済む

交差する道路の右方向から左折する車と進路が重なり危険である

といった御意見がありました。

さらに、

転回を禁止する交差点には、認知しやすい表示を徹底すべきだ

といった御意見がありました。

現在、通常の色信号の場合であれば直進や右左折に加えて転回も可能である一方で、右折を可能とする矢印信号（以下「右折矢印信号」という。）の場合には転回ができないことから、右折矢印信号の場合に、転回できない車両が右折レーン等に滞留し、交通渋滞等の原因となることがあります。

右折矢印信号の場合には、対向車線から直進してくる車両が存在せず、通

常の青色信号の場合よりも安全かつ円滑に転回ができると考えられることから、今回の改正では、右折矢印信号の場合に、右折に加えて転回も可能とすることとしたものです。

この点、現在も、一部の都県には、少数ながら、転回のみを可能とする信号として、矢印が左から下向きに曲がる形状の矢印信号が設置されています。したがって、右折矢印信号の場合に転回も可能とする方法としては、今後もこうした矢印信号の設置を進める方法や右折及び転回を可能とする新たな形状の矢印信号等を設置する方法をとることも考えられます。

しかしながら、こうした矢印信号等を設置するためには都道府県公安委員会の新たな財政支出が必要であり、また、新たに転回を可能とするのは右折を可能としている場合のみであることから、新たな矢印信号等の設置を要しない方法をとること（右折矢印信号の場合に右折に加えて転回も可能とすること）としました。

なお、都道府県公安委員会が、右折矢印信号の場合であっても、交通の安全又は円滑を図るために転回を認めるべきでないとした場所においては、道路標識等により転回が禁止されることとなりますが、この道路標識等については、運転者等が見やすい場所への設置を図ることとしております。

### 3 信号機の信号の対象を限定するための標示の寸法の変更について

今回の改正案の内容について、

必要があれば変更もやむを得ないが、その土地の状況をよく吟味する必要がある

といった御意見がありました。

今回の改正は、信号機の大型化が進んでいることや社会の高齢化が進展していることなどを踏まえ、視認性の高い標示の設置も可能とするため、信号の対象を限定するための標示の寸法の上限値を引き上げるものです。

したがって、今回の改正により認められた大型の標示については、高齢者や自転車の交通量等の地域の実情を踏まえて、必要と考えられる場所に設置を図ることとしております。